様式第四十一（第53条第１項関係）

（表面）

第　　号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第38条第１項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書

写

真

職　名

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

（裏面）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための
低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律抜粋

第38条　経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、承認製造者についてその特定製造期間において、承認貯蔵者若しくは承認貯蔵所の所有者若しくは占有者についてその承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、又は第22条第１項の認定を受けた者についてその特定輸入期間において、これらの者の事務所、営業所、工場、事業場又は高圧低炭素水素等ガス若しくは容器の保管場所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧低炭素水素等ガスを収去させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第40条　準用高圧ガス保安法第39条（略）又は第24条、第37条第２項若しくは第38条第１項の規定により都道府県知事は処理することとされている事務（（略））は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第50条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

六　第38条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長とする。

様式第四十二（第53条第２項関係）

（表面）

第　　号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第38条第２項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書

写

真

職　名

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

（裏面）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための
低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律抜粋

第38条　（略）

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定水素等供給事業者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第51条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

二　第38条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。